
【問 3】 比較審査とオークションにおける「競争」

貴論 81 ページの一段目に、「比較審査下では、逆に電波さえ取れば競争圧力にさらされず…」とあり、さらに、このことがガラパゴス化につながったと受け取れる箇所があります。

まず、前段の競争圧力に関する記述についてですが、オークションで周波数の割り当てを行っても、免許期間中は競争圧力から保護され、独占・寡占環境で事業を運営できることになるので、比較審査に特有の問題ではないという気がします。また、競争が外に開かれていればガラパゴス化は進展しなかったということには同意できるのですが、電波免許の割り当てが比較審査であれば競争は内向きとなり、オークションであれば競争がよりオープンになるというロジックは今一つ理解できません。

私の理解では、電波をとるための競争環境と、電波を割り当てられて以降の競争環境は別モノで（もちろん、携帯事業に投資しようとする潜在的投資家の目からみれば、両者を合わせて期待収益率に影響がでることは理解しております。）、前者において競争的であったからといって、後者において競争が保証されることはないと思いますが、いかがでしょうか？

【問 3 への回答】

たしかに小論の文言には不正確なところがあり、「競争環境」の意味によっては疑問が生ずると思います。貴質問中の「電波割当時の競争」と「割当後の競争」の区別について、その限りでは異論ありません。

小論で想定している競争環境とは、「外部から新規参入の可能性があり、新旧の事業者が自由かつ公平に事業を実施できる環境 (A)」であり、主としてそれがもたらす長期的な結果に着眼しています。つまり電波割当時や割当後免許期間だけでなく、10~20 年以上の長期を対象にした場合、割当制度が比較審査あるいはオークションであったことから生じる結果の差を問題にしています。それは、「規制緩和は産業成長のために有用という通常の議論 (B)」の背景になっている競争環境と同じものです。

また上記における小論の前提として「一般に比較審査下では競争環境 A に比べて新規参入に制約が生じ、自由・公平な事業活動も保証されない傾向がある (C)」という認識があります。これは論理的な記述ではなく、現実生じた事態を観察した結果をまとめた経験則です。この場合、比較審査下で競争が全く存在しないと言っているわけではなく、「比較審査環境と上記 A とは異なっており、その結果長期的に産業構造、パフォーマンスに大

きな影響を及ぼす (C)」ことを主張しています。小生は、日本の携帯産業のガラパゴス化、弱体化の主要原因の1つが比較審査制度の継続にあったと考えているわけです。より詳しくは、問4への回答を御覧ください。

なお上記 B は、産業一般について70年代の米国カーター政権時代から主張・採用されはじめ、日本でも当初研究者間で受け入れられました（米国での適用例は、航空交通、貨物運輸など）。通信産業では80年代のAT&T分割時前後から言われるようになったと思います。また日本では80年代ごろから通産省（当時）がこれ（B）を受け入れ、その後は規制改革会議等の形で政府全体の方針にもなっています。

他方産業一般についての B を電波関連事業に適用した C は、90年代に米国で電波オークションが導入された際にはあまり聞かれず、2000年代初頭になって電波割当に関する Command/Control, Market Mechanism, Commons の制度比較の議論で言われるようになったと記憶します。

ちなみに資本主義経済制度とりわけ産業政策に関する主な議論は、(1) 20世紀初頭の「私的独占の禁止」、(2) 1930年代の「社会主義計画経済批判」、そして(3) 1970年代以降の「政府規制の緩和 (B)」の3件を挙げることができ、今回の小論の背景は(3)になっています。